

りぶらサポータークラブ 平成 25 年度 総会

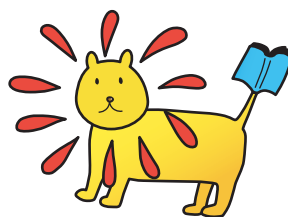


日時：平成 25 年 5 月 25 日（土）

16:00 ~ 17:40

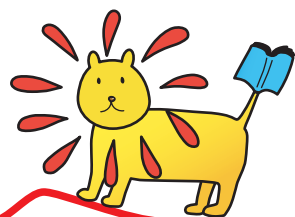
場所：図書館交流プラザ Libra

会議室 301・302



りぶらいおん©LSC

Libra I  n



りふらいおん©LSC

第 1 号議案：平成 24 年度事業報告（案）について……	P.2
第 2 号議案：平成 24 年度会計報告（案）について……	P.3
第 3 号議案：会則の改正（案）について	……P.4
第 4 号議案：役員任期満了による改選について	……P.8
第 5 号議案：平成 25 年度事業計画（案）について……	P.9
第 6 号議案：平成 25 年度事業予算（案）について……	P.10
資料：1 会計報告詳細	……P.11
資料：2 「りぶらにおける LSC の位置づけ」と 「りぶらサポータークラブの事業の仕組み」	……P.12

第 1 号議案：平成 24 年度事業報告（案）について

区分	事業		活動主体	担当
運 営	運営会議		運営委員	山田
	会員研修		役員	
	広報	情報誌編集（奇数月1日発行）	事務局	戸松
		ホームページ運用・更新		
		りぶらグッズ		
	りぶらフォーラム		運営委員	内田
	りぶらまつり		実行委員	杉浦
	りぶらサポーターシステムを考える会		研究プロジェクト	山田
活 用	岡崎図書館	ブックレビュー・調べ学習	研究プロジェクト	戸松
	未来企画	書架整理・本の清掃	実行委員・まちびとバンク	山田
	生涯学習	シンクタンク	研究プロジェクト	戸松
		はじめましてサロン	シンクタンク実行委員	
		りぶら講座	シンクタンク実行委員	
	シネマ・ド・りぶら		実行委員	森崎
	りぶら いきものみつけ隊		実行委員	杉浦
	冬のコンサート		運営委員	山田
	外国人が日本語の歌を歌うのど自慢大会		実行委員	戸松
	りぶらを活用	地域活動の心得を学ぼう	運営委員	
		狂言勉強会・鑑賞会	運営委員	杉浦
参 画	子ども遊びワークショップ		総務	山田
	七夕飾り		総務	
	図書館まつり		図書館まつり実行委員会	
派 遣	図書館交流プラザ運営協議会		山田・森崎	
	図書館協議会		戸松	
	図書館交流プラザ自主事業実行委員会		村松	

詳細は「平成 24 年度の活動報告書」をご参照下さい。

第2号議案：平成24年度会計報告（案）について

平成24年度 りぶらサポータークラブ 収支決算書 (H.24.4.1~H.25.3.31)

[1]自主事業費		予算	決算	
<収入の部>	1. 会費、寄付金、 売上金	会費前年度繰越金 H24年度年会費・賛助会費等 寄付金 H24年度グッズ売上金	464,538 50,000 6,260 17,600	464,538 52,000 6,260 17,600
	2. 事業収入	事業用グッズ売上金	320,000	265,140
	3. 利息		250	344
	収入の部合計		869,788	805,882
	<収支残高>		243,788	254,709
[2]受託事業費				
<収入の部>	1. 受託金		3,500,000	3500000
	2. 自主事業費から			155,576
	3. 事業収入	参加費、寄付、雑収入		572,573
	収入の部合計		3,500,000	4,228,149
<支出の部>	1. 運営費	総会、会議、事務局、手当等	1,050,000	1,110,650
	2. 広報費	広報（情報誌・HP）	500,000	679,030
	3. 事業費	りぶらフォーラム	100,000	35,718
		りぶらまつり	1,000,000	1,030,422
		りぶらサポーターシステムを考える会	10,000	3,991
		生涯学習シンクタンク	100,000	129,548
		岡崎図書館未来企画	40,000	28,833
		シネマ・ド・りぶら	200,000	277,667
		図書館まつり	10,000	0
		りぶら いきものみっけ隊	100,000	107,413
		冬のコンサート	10,000	10,570
		外国人日本語のど自慢	200,000	233,034
	りぶらを活用	180,000	581,273	
	支出の部合計		3,500,000	4,228,149
<収支残高>		0	0	

りぶらサポータークラブ 会計 戸松 恵美
代表 山田美代子

平成25年4月23日 上記監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

監査 小竹 央朗

第3号議案：会則の改正（案）について

りぶらサポータークラブ 会則改正（案）

[第1章 総則]

(名称)

第1条 この会は、「りぶらサポータークラブ」(以下「本会」)という。

(所在)

第2条 本会は、岡崎市図書館交流プラザ(愛称:Libra(りぶら)、以下Libra)に置く。

(目的)

第3条 本会は、Libraとの協働を通じて、新しい市民協働の理念を模索しながら、市民相互の交流の活性化と、岡崎市全体の生涯学習の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会の目的達成に必要な調査・研究活動
 - (2) 会の目的達成に必要な事業の企画・運営
 - (3) 会の目的達成に必要な人材および活動の育成
 - (4) 会の目的達成に必要な広報と情報提供
 - (5) Libraに関わる個人及び市民活動団体・企業と行政との交流と事業連携
 - (6) Libraにおける行政業務の支援および提言・評価
 - (7) その他、会の目的達成に必要な活動
2. 前項の事業の企画・決定に際しては、行政担当課との協働を基本とする。

[第2章 サポーター]

(サポーター)

第5条 本会は、目的に賛同する個人及び団体により組織する。

2. 本会の目的に賛同したものは、だれでもサポーターとして登録することができる。

(構成と役割)

第6条 本会のサポーターの構成と役割は、以下の通りとする。

- (1) 活動サポーター(登録のみ): 本会の事業スタッフとして、積極的に事業に参加する。
 - (2) 賛助サポーター(年会費): 本会の趣旨に賛同し、事業の推進に協力する。
2. 代表が活動サポーターから運営委員を指名する。
3. 賛助サポーターは、支援したい事業を選択することができる。

(登録)

第7条 本会へ登録または登録解除するものは、所定の書式に必要事項を記入し、代表に申し出る。

(会費・寄付金)

改正箇所

[第2章 会員]

(会員)

第5条 本会は、目的に賛同する個人及び団体により組織する。

2. 会員は本会の行う事業に参加し、また新たな事業の提案をすることができる。

3. 会員は、入会後に部会またはプロジェクトに所属し(複数可)、事業実行委員および事業実行団体として活動することができる。

(構成と役割)

第6条 本会の会員の構成と役割は、以下の通りとする。

- (1) 個人会員: 本会の運営に関わり、積極的に事業を推進する。
- (2) 団体会員: 本会の事業と協働し、積極的に事業に参加する。
- (3) 賛助会員: 本会の趣旨に賛同し、事業の推進に協力する。

(入退会)

第7条 本会へ入会または退会するものは、所定の書式に必要事項を記入し、代表に申し出る。

(会費)

第8条 本会の賛助サポーター会費は、以下の通りとする。

- (1) 個人：入会日から1年単位 1口：2,000円（1口以上）
- (2) 法人：入会日から1年単位 1口：10,000円（1口以上）
2. 納入された会費は、返却しないものとする。
3. 寄付金は随時受け付ける。

[第3章 役員]

(役員)

第9条 本会を運営するため、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 2名以内
- (3) 事務局長 1名
- (4) 書記 1名
- (5) 会計 1名
- (6) 監査 1名
- (7) 顧問 必要に応じて設置する

2. 書記と会計は、副代表および事務局長が兼ねることができる。

(役員承認)

第10条 役員は、運営委員会で選出し総会において承認する。

2. 役職は、役員の互選とする。
3. 監査は、運営委員を兼ねてはならない。

(役員職務)

第11条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 代表は、この会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副代表は代表を補佐し、代表に事故のあるとき、または代表が欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、この会の庶務を統括する。
- (4) 書記は、この会の会議を記録し、必要な資料を作成する。
- (5) 会計は、この会の会計事務を処理する。
- (6) 監査は、この会の事業および会計について監査する。
- (7) 顧問は、この会の運営や事業への助言をする。

(役員報酬)

第12条 役員報酬は、運営委員会の議決を経て、代表が別に定める。

(役員任期)

第13条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 役員が任期途中で退任した場合は、その職務を他の役員が代行する。
3. 退任役員任期内の後任は、役員会において速やかに選出しなければならない。

(役員解任)

第14条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の都合で、職務を続けることができないと認められるとき。

第8条 本会の会費は、以下の通りとする。

- (1) 個人会員：年会費 2,000円
- (2) 団体会員：年会費 2,000円
- (3) 賛助会員：賛助会費 1,000円(1口)尚、年会費の期限は4月1日から翌年の3月31日とし、賛助会費は随時受け付ける。
2. 年度途中の入会における年会費については、9月末日以降の入会をもって半額とする。
3. 納入された会費は、返却しないものとする。
4. 会費は、名簿の作成・通信費等の会の運営費として使用する。
5. 賛助会費は、会の運営費を補うほか、事業実施等の経費として使用する。

(役員選任)

第10条 役員は、会員の中から総会において選任する。

(役員報酬)

第12条 役員報酬は、運営委員会の議決を経て、代表が別に定める。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(事務局)

第 15 条 本会の事務局は、Libra の市民活動総合支援センター内に置く。

[第 4 章 会議]

(会議)

第 16 条 本会の会議は、総会および役員会・運営委員会とする。必要に応じ、**事業**会議を開催する。

(総会)

第 17 条 総会は定期総会および臨時総会とし、定期総会は年 1 回、臨時総会は必要に応じて代表が召集する。

2. 総会は、代表が指名した**サポーター**が議長となり、次の事項を審議決定する。

(1) 活動計画と収支予算に関すること

(2) 活動報告と収支報告に関すること

(3) 会則の改廃に関すること

(4) 役員を選任に関すること

(5) 会費に関すること

(6) その他、会の重要事項

3. 前項の第 1 号及び第 3 号については、行政担当課職員との協議を経なければならない。

(総会の通知)

第 18 条 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面等により、少なくとも 14 日前までに通知しなければならない。

(総会の成立)

第 19 条 総会は、**サポーター**の 2 分の 1 以上の出席をもって成立するものとする。ただし、委任状をもって出席とすることができる。

(総会の議決)

第 20 条 総会における議決事項は、第 17 条・第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、**サポーター**からの緊急動議を認める。

2. 総会の議事は、出席した**サポーター**の過半数をもって決める。可否が同じ数のときは議長が議決する。ただし、会則の改定については出席者の 3 分の 2 以上をもって議決する。

(役員会)

第 21 条 会の代表は、この会の運営に必要な事項を協議するため、定期的または必要に応じて役員会を開催する。

2. 役員会は、役員で構成し、代表は必要に応じて**サポーター**を出席させることができる。

(運営委員会)

第 22 条 会の代表は、この会の運営に必要な事項を協議決定するため、定期的または必要に応じて運営委員会を開催する。

(会議)

第 16 条 本会の会議は、総会および役員会・運営委員会とする。必要に応じ、プロジェクト会議を開催する。

2. 総会は、代表が指名した会員が議長となり、次の事項を審議決定する。

第 19 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立するものとする。ただし、委任状をもって出席とすることができる。

第 20 条 総会における議決事項は、第 16 条・第 2 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、会員からの緊急動議を認める。

2. 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決める。可否が同じ数のときは議長が議決する。ただし、会則の改定については出席者の 3 分の 2 以上をもって議決する。

2. 役員会は、役員で構成し、代表は必要に応じて会員を出席させることができる。

2. 役員と各プロジェクトリーダーお

2. 運営委員会は、役員および運営委員から構成（10名以内）する。
3. 運営委員は代表が活動サポーターの中から指名する。
4. 議事は出席者の過半数をもって成立する。

（事業）

第23条 本会は、この会の目的達成に必要な各種の事業を設けるものとする。

2. 事業の設置に関して必要な事項は、運営委員会の協議によって別に定める。
3. 事業は必要に応じて随時実施し、その活動内容を運営委員会に報告する義務を負う。

[第5章 会計]

（経費）

第24条 本会の運営に係る経費は、賛助会費・寄付金・助成金およびその他の収入をもって充てる。

2. 事業に必要な経費として、必要に応じて参加費を徴収することができる。

（会計年度）

第25条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

[第6章 雑則]

（細則）

第26条 この会則の施行について必要な細則は、役員会において定める。

附則

- この会則は、平成20年11月8日から施行する。
2. 初年度の会計は、施行日から平成21年3月31日までとする。
3. 会則改正は平成25年5月25日より施行する。

よび代表が指名する会員（5名以内）を運営委員とし、運営委員会を構成する。

3. 運営委員会の議事は、運営委員の過半数をもって成立する。

（プロジェクト）

第23条 この会の目的達成に必要な事業を行うため、本会は必要に応じて各種のプロジェクトを設けるものとする。

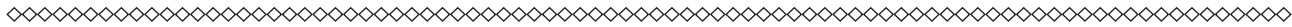
2. プロジェクトの設置に関して必要な事項は、運営委員会の協議によって別に定める。

3. プロジェクトは必要に応じて随時実施し、その活動内容を運営委員会に報告する義務を負う。

（経費）

第24条 本会の運営に係る経費は、会費・寄付金・助成金およびその他の収入をもって充てる。

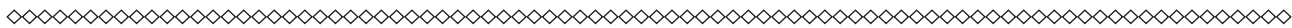
第 4 号議案：役員任期満了による改選について



【会則】

<p>(役員)</p> <p>第 9 条 本会を運営するため、次の役員を置く。</p> <p>(1) 代表 1 名</p> <p>(2) 副代表 2 名以内</p> <p>(3) 事務局長 1 名</p> <p>(4) 書記 1 名</p> <p>(5) 会計 1 名</p> <p>(6) 監査 1 名</p> <p>(7) 顧問 必要に応じて設置する</p> <p>2. 書記と会計は、副代表および事務局長が兼ねることができる。</p> <p>(役員の承認)</p> <p>第 10 条 役員は、運営委員会で選出し総会において承認する。</p> <p>2. 役職は、役員の互選とする。</p> <p>3. 監査は、運営委員を兼ねてはならない。</p> <p>(役員の任期)</p> <p>第 13 条 役員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。</p>	<p style="text-align: center;">役員案</p> <p>代 表 : 山田美代子</p> <p>副代表 : 杉浦仁美 内田 明</p> <p>事務局長: 戸松恵美 (書記・会計)</p> <p>監 査 : 田中丸富貴子</p> <p>顧 問 : 戸松啓二</p>
--	--

25 年度運営体制 (案)



役員会	代表・副代表・事務局長・顧問		運営と事業の骨子づくり
運営委員会	山田美代子	代 表	会全体のかじとり・外対応
	杉浦仁美	副代表	会長補佐・会議議長
	内田 明	副代表	会長補佐
	戸松恵美	事務局長	事務全般・広報
	森崎健二	運営委員	運営および事業補佐
	長坂 進		運営および事業補佐
	前川正博		運営および事業補佐
	落合直美		運営および事業補佐
	石尾秀子		運営および事業補佐
	山下好子		運営および事業補佐
	細野・近藤	担当職員	文化活動推進課
	市民活動センター職員	事務局代行	まち育てセンター・りた
	戸松啓二	顧 問	運営補佐
羽田智子	事務局補佐	会計・総務・グッズ販売管理	
宮木有希子		H P 更新	
川越 麻友美		情報誌編集	
田中丸富貴子	監 査	会計の監査	

第5号議案：平成25年度事業計画（案）について

りぶらサポータークラブの年間テーマ

「そうだ！りぶらをサポートしよう！」

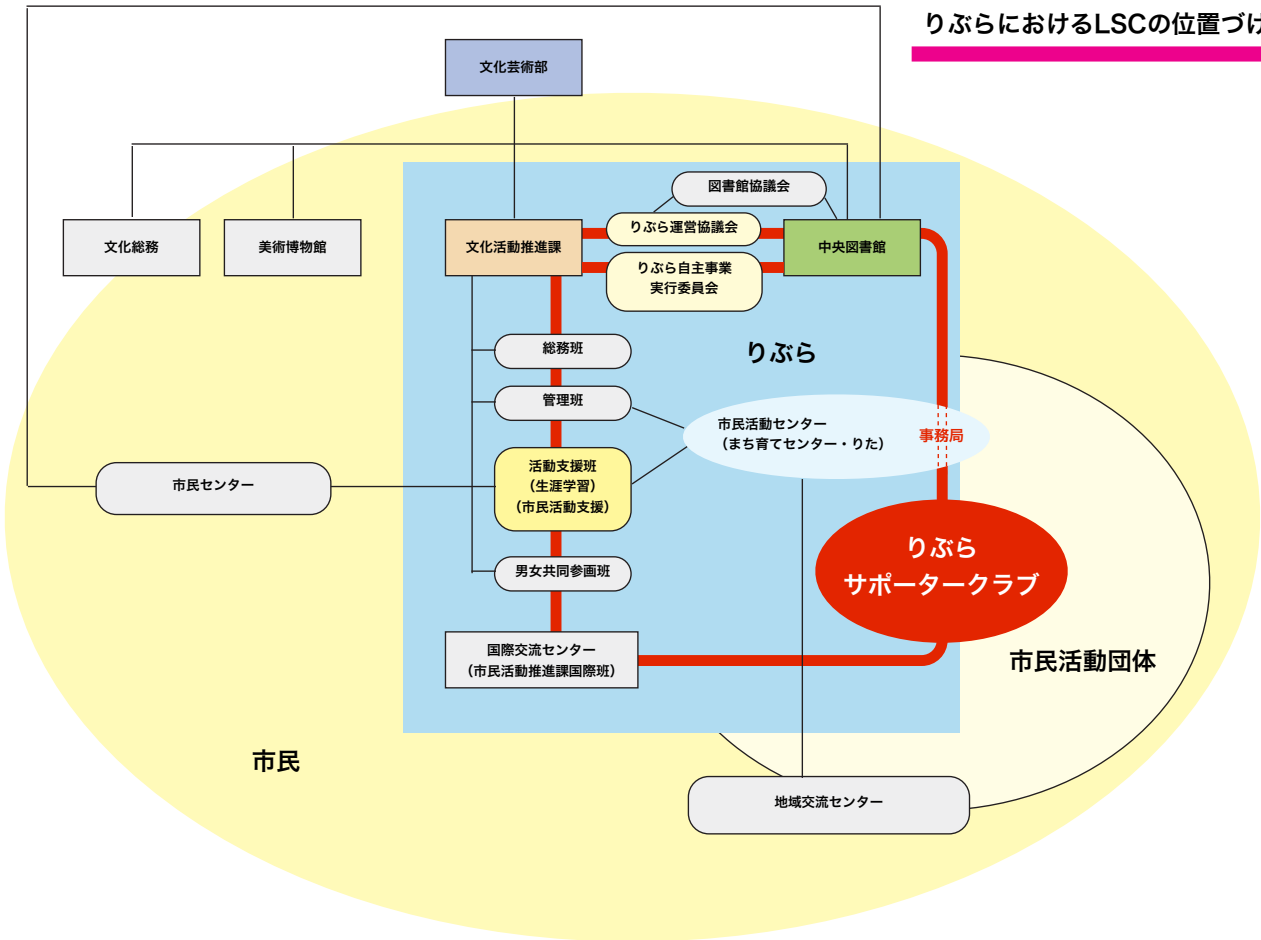
区分	事業		開催予定日	担当
運営	運営会議		月1	山田
	会員研修		随時	
	広報	情報誌編集	奇数月1日発行	戸松
		ホームページ運用・更新	随時	
		りぶらグッズ	随時販売	
	りぶらまつり		6/9（日）7/14（日）8/4（日）9/15（日） 10/6（日）11/10（日）12/1（日） 開催日：11/16・17（土・日）	杉浦
サポーターマネジメント		第1月曜日 13:30～	山田	
活用	岡崎図書館 未来企画	企画・提案	随時	戸松
		調べる学習会	随時	
		ブックレビュー	随時	山田
	生涯学習	シンクタンク	第3火曜日 「はじめましてサロン」終了後	戸松
		岡崎市はじめましてサロン	第3火曜日 13:30～15:00	
		りぶら講座	前期（6月～8月）中期（9月～11月） 後期（12月～3月）	内田
	シネマ・ド ・りぶら	映画上映会	4・6・7・8・10・12・1・2月 第3木曜日 ①10:30～ ②14:00～	森崎
		映画講座	検討中	戸松
	りぶらいきものみつけ隊		月1 10:00～12:00	杉浦
	冬のコンサート		12/21（土）	山田
	外国人が日本語の歌を歌うのど自慢大会		2/2（日）	戸松
	狂言勉強会・鑑賞会・お稽古会		検討中	杉浦
参画	子ども遊びワークショップ		8/3・4（土・日）	山田
	七夕飾り		7/2（火）	
	図書館まつり		8/22～25（木～日）	
派遣	図書館交流プラザ運営協議会		山田・森崎	
	図書館協議会		戸松	
	図書館交流プラザ自主事業実行委員会		村松	

第6号議案：平成25年度予算（案）について

平成25年度 りぶらサポータークラブ 予算案

<収入の部>	繰越金	前年度繰越金	254,709
	賛助費	賛助サポーター年会費	200,000
	受託金	岡崎市	3,150,000
	事業収入	グッズ売上金・参加費など	270,000
	利息		300
	収入の部合計		
<支出の部>	事業費	運営（会議費・総務費・手当など）	1,025,000
		広報（情報誌・HP）	500,000
		りぶらまつり	800,000
		サポーターマネジメント	100,000
		生涯学習シンクタンク	150,000
		岡崎図書館未来企画	20,000
		シネマ・ド・りぶら	200,000
		りぶら いきものみっけ隊	80,000
		冬のコンサート	10,000
		外国人日本語のど自慢	250,000
		狂言教室・鑑賞会	200,000
		予備費	100,000
	事業費合計		
次年度繰越金			440,009
支出の部合計			3,875,009
<収支残高>			0

りふらにおけるLSCの位置づけ



りふらサポータークラブの事業の仕組み

利益＝協働による活性化と発展
 顧客＝りふらの利用者
 ↓
 利用者の喜び
 ↓
 目的の実現
 ↓
 委託者である行政の満足

注意すべきこと

行政の下請けにならない…… お伺いを立てない
 圧力団体にならない …… 一方的に押さない
 お客様にならない …… お膳立てを要求しない
 評論家にならない …… 知らない、
 わからない、
 を当然としない

